## 福中銀カードローン「The Prime」規定

私（以下「借主」という）は、株式会社オリエントコーポレーション（以下「保証会社」という）の保証のもと、株式会社福岡中央銀行（以下「銀行」という）とのカードローン（当座貸越）取引（以下「本取引」という）をすることについて、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結します。

### 第1条（契約の成立）

1.本契約は、借主からの申込みを銀行が審査のうえ承諾した時に成立するものとします。
2.本取引による個別の借入契約は、銀行からの金銭の交付の都度、個別に成立するものとします。

### 第2条（取引口座の開設等）

1.本取引は、本契約に基づき開設されるカードローン口座を使用する当座貸越取引とし、当該口座は銀行本支店のうち何れか1ヵ所のみで開設できるものとします。
2.銀行は、本取引に使用するための「福中銀カードローン『The Prime』カード」（以下「ローンカード」という）を発行するものとします。
3.本取引の返済用口座は、借主が指定した借主名義の預金口座（以下「指定口座」という）とします。
4.本契約の届出印鑑は、返済用預金口座の届出印鑑と同一とします。

### 第3条（取引方法）

1.借主は、別に定める場合を除き、ローンカードを使用して現金自動支払機（ATMを含む。以下「自動機」という）から出金する方法、または銀行所定の請求書を使用して行う方法により本取引を行うことができるものとします。なお、銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に提示して本取引を行うものとします。
2.本取引では、公共料金等の自動支払いは行いません。
3.ローンカードおよび自動機の取扱いについては、別に定める「カードローン・カード規定」によるものとします。

### 第4条（取引期間）

1.借主が本取引を行うことができる期間は、契約日の1年後の応当日の属する月の表記約定返済日までとします。ただし、取引期間満了日までに銀行が借主に取引期間を延長しない旨を通知しなかった場合には、取引期間は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。
2.前項の規定にかかわらず、原則として満70歳の誕生月の末日以降借入を行わないものとし、70歳の最終契約期限を超えて契約期間の延長は行わないものとします。
3.カード取引期間満了日までに銀行が借主にカード取引期間を延長しない旨を通知した場合は、次の通りとします。
  (1)借主は、ローンカードを銀行に返却します。
  (2)借主は、カード取引期間満了日の翌日以降、ローンカードを使用した当座貸越を利用できないものとします。
  (3)貸越元利金は本契約の各条項に従い弁済し、貸越元利金が完済された日に本契約は当然に解約されるものとします。
  (4)カード取引期間満了日に貸越元利金がない場合は、カード取引期間満了日の翌日に本契約は当然に解約されるものとします。
4.契約後1年以上、一度も貸越が発生しなかった場合は、銀行はいつでも本契約を解除できるものとします。この場合、銀行は借主に対し書面にて通知するものとします。

### 第5条（貸越極度額）

1.本取引により銀行から貸越を受けることができる貸越極度額は、表記の「融資額（極度額）」とします。
2.銀行がやむを得ないものと認めて、極度額を超えて借主に当座貸越を行った場合も、本契約の各条項が適用されるものとし、借主は、銀行からの請求があったときには当該極度額を超過した金額を直ちに返済するものとします。
3.銀行は、本条第1項にかかわらず貸越極度額を変更できるものとします。この場合銀行はあらかじめ新貸越極度額および変更日を借主に通知するものとします。
4.前項により貸越極度額が減額された場合、借主は、銀行からの請求があり次第、直ちに貸越極度額を超える金額を支払うものとします。

### 第6条（利息、損害金）

1.貸越金の利息は、付利単位100円とし、毎月銀行所定の日（5日、休日の場合は翌営業日）（以下「約定返済日」という）に表記所定の利率によって計算し、貸越元金に組入れるものとします。利息の計算は、前回約定返済日から次回約定返済日の前日までの毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365の算式により行うものとします。
2.前項の利率は金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行において一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。
3.銀行は、銀行所定の基準により一般に適用される貸越利率を借主に対して優遇し変更することができるものとします。また、借主に対して貸越利率を優遇した場合には、銀行は借主に通知することなくいつでもその優遇を中止または優遇幅を変更することができるものとします。
4.借主が銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は、年18.25%（年365日の日割計算）とします。

### 第7条（約定返済等）

1.借主は、毎月約定返済日に当座貸越借入金残高に応じた表記約定返済額を返済するものとします。
2.前項にかかわらず、当座貸越残高と貸越金利息の合計額が約定返済額に満たない場合は、約定返済日における当座貸越借入金残高の金額を返済するものとします。

### 第9条（約定返済金等の自動引落し）

1.第7条による約定返済は自動引落しによるものとします。借主は毎月約定返済日までに返済用預金口座に約定返済相当額を入金するものとし、銀行は各約定返済日に借主の普通預金通帳（総合口座通帳含む）及び同払戻請求書なしで自動引落しのうえ返済にあてるものとします。
2.銀行は、万一、申込者の前項の預入が遅延した場合には、当該預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。

### 第10条（随時返済）

1.借主は、第9条の規定にかかわらず、随時に任意の金額を返済することができるものとします。
2.前項の随時返済は前条の自動引落しによらず、借主が直接銀行の店頭において申出するか自動機を使用する方法により行うものとします。

### 第11条（諸費用の自動引落し）

借主は、本取引に関し借主が負担すべき費用について、約定返済日にかかわらずまた普通預金通帳（総合口座通帳含む）および同払戻請求書によらず、銀行が返済用預金口座から引落しのうえ、支払にあてることに予め同意します。

### 第12条（反社会的勢力の排除）

1.借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2.借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  (1)暴力的な要求行為
  (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
  (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
  (5)その他前各号に準ずる行為
3.借主が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、銀行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4.第2項もしくは第3項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
5.第1項から第4項までの条項は、借主がすでに銀行と取り交わしている一切の融資・ローン・クレジット取引契約にも同様に適用されることに同意します。

### 第13条（期限前の全額返済義務）

1.借主について、次の各号の事由が一つでも生じたことを銀行が知った場合には、銀行からの通知、催告がなくても、借主は本契約による債務全額について期限の利益を失い、表記記載の返済方法によらず、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。
  (1)借主が返済を遅延し、翌月の返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
  (2)借主が差押または競売の申立を受けたとき、支払いの停止、破産、民事再生の申立、または調停(特定調停を含む)の申立を行ったとき、または清算にはいったとき。
  (3)借主が租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
  (4)借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  (5)借主が電子債権記録機関の支払不能処分を受けたとき。
  (6)借主が住所変更の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明になったとき。
2.次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、銀行からの請求によって、本契約による債務全額について期限の利益を失い、表記記載の返済方法によらず、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。
  (1)借主が仮差押、仮処分の申立をうけたとき。
  (2)借主が銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
  (3)借主が銀行との取引約定の一つでも違反したとき。
  (4)申込書記載事項において事実に反する申告が判明したとき。
  (5)前各号のほか銀行または保証会社において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

### 第14条（解約・中止）

1.前条の各項の事由があるときは、銀行はいつでも貸越を中止しまたは本契約を解除することができるものとします。
2.借主はいつでも本契約を解約することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に通知します。
3.前各項によりこの契約が解除された場合、借主は直ちにローンカードを銀行に返却し貸越元利金を返済するものとします。

### 第15条（銀行からの相殺）

1.銀行は、本契約による借主からの債務の返済がなされない場合は、その債務全額と、借主の銀行に対する預金等の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。
2.第1項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主に代わり諸預け金の払出をうけ、この債務の返済に充当することができるものとします。
3.前2項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算するものとします。

### 第16条（借主からの相殺）

1.借主は、本契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、本契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2.第1項の相殺ができる場合には、相殺実行の7営業日までに銀行へ書面により相殺の通知をなし、相殺通知と同時に預金その他の債権証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行へ提出するものとします。
3.第1項によって相殺をする場合は、債権債務の利息および損害金の計算期間は、相殺実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによるものとします。

### 第17条（債務の返済等にあてる順序）

1.銀行から相殺する場合に、本契約による債務の他に金融取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるか指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2.借主から返済または相殺をする場合に、本契約による債務の他に金融取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3.借主の債務のうち、一つでも返済の遅延などが生じている場合において、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれのあるときは銀行は遅滞なく異議を述べ、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4.第2項のなお書きまたは第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

### 第18条（代わり証書等の差し入れ）

事変、災害等やむを得ない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は銀行の請求によって代わり証書等を差し入れるものとします。

### 第19条（印鑑照合等）

銀行がこの取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影（または暗証）と本取引で使用した印影（または暗証）とを相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引したときは、それらの書類につき偽造・変造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は借主の負担とします。

### 第20条（届出事項の変更・通帳の再発行等）

1.ローンカード・返済用預金口座通帳や届出印を失ったとき、または印鑑・氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、借主は直ちに書面等で銀行に届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。
2.借主が第1項の届出を怠ったために、銀行から最後に届け出のあった氏名、住所にあてて通知または送付された書類などが延着、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに到達したものとします。また届出を怠ったために借主に生じた損害について銀行は責任を負わないものとします。
3.ローンカード・返済用預金口座通帳または届出印を失った場合のこの取引の解約または通帳等の再発行は、銀行所定の手続きをした後に行います。

### 第21条（成年後見人等の届出）

1.借主について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合、借主は直ちに成年後見人等の氏名、その他必要な事項を書面により銀行に届出るものとします。また、借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合にも同様に届出るものとします。
2.借主について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合、借主は直ちに任意後見監督人の氏名、その他の必要な事項を書面によって銀行に届出るものとします。
3.借主がすでに、補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出るものとします。
4.第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出るものとします。
5.第4項の届出の前に生じた損害および届出を怠ったために借主に生じた損害については、銀行に一切負担をかけないものとします。なお借主は、第1項から第3項の場合の成年後見人等の法定代理人は、この契約締結日現在、行為能力者であることを確約します。

### 第22条（約定の変更）

本契約の内容を変更する場合には、銀行は変更内容および変更日をあらかじめ書面で通知することとします。この場合、変更日以降は変更後の内容にて取引を行うものとします。

### 第23条（報告および調査）

1.借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況および借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2.借主は、借主の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

### 第24条（所轄裁判所の合意）

借主は、本契約に関しての訴訟、調停、および調停については銀行の本店ならびに支店の所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

### 第25条（債権譲渡）

1.借主は、銀行が将来、本契約による貸付債権を他の金融機関等に譲渡(以下本条においては信託を含む)することおよび銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることを予め承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は省略するものとします。また、借主は、前記債権譲渡の際に銀行に対して相殺、同時履行、無効・取消・解除、弁済、消滅時効、その他一切の抗弁権を有していた場合でもそれを放棄します。
2.前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託の受託人を含む)の代理人になるものとします。借主は、銀行に対して従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。
3.借主は、保証会社が必要と認めるときは保証会社の一切の債務の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理会社に委託することに同意します。
4.保証会社は将来、借主に対して有する債権を、第三者に譲渡もしくは担保に提供できるものとします。その場合、借主は、保証会社に対して有する相殺、同時履行、無効・取消・解除、弁済、消滅時効、その他一切の抗弁権を有していた場合でもそれを放棄します。

### 第26条（第三者弁済）

借主は、第三者による弁済申出があった場合に、借主の意思に反しないものとして取り扱うことに同意します。

### 第27条（銀行取引約定書の適用）

借主が、別に銀行との取引約定書を銀行に差し入れている場合、または将来差し入れる場合には、本契約に定めのない事項についてはその各条項を適用できるものとします。

### 第28条（本契約の変更）

1.本契約の各条項その他の条件は、民法第548条の4の定めに従い、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2.前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

---

## 保証委託約款

申込者は、次の各条項を承認の上、申込者が表記金融機関（以下「金融機関」という）との表記カードローン契約（以下「カードローン契約」という）により、金融機関に対して負担する債務について連帯保証することを、株式会社オリエントコーポレーション（以下「保証会社」という）に委託します。又、カードローン契約の内容について変更があったときは、変更後の内容についても保証を委託します。

### 第1条（保証委託）

1.申込者は、カードローン契約に基づき申込者が金融機関に対して負担する債務の連帯保証を保証会社に委託します。
2.前項の保証会社の連帯保証は、保証会社が連帯保証の承諾の旨を金融機関に通知し、かつ、カードローン契約が成立した時にその効力が生じるものとします。
3.第1項の保証会社の連帯保証は、金融機関・保証会社間で別途締結される保証契約の約定に基づいて行われるものとします。
4.本保証委託契約（以下「本契約」という）の有効期間はカードローン契約の取引期間と同一としますが、カードローン契約の取引期間が延長又は更新されたときは、本契約の有効期間も当然に延長又は更新されるものとします。

### 第2条（保証債務の履行）

1.申込者は、申込者が金融機関に対する債務の履行を遅滞したため、又は、金融機関に対する債務の期限の利益を喪失したために、保証会社が金融機関から保証債務の履行を求められたときには、保証会社が申込者に対して何ら通知、催告することなく、金融機関に対し、保証債務の全部又は一部を履行することに同意します。
2.申込者は、保証会社が保証債務の履行によって取得した権利を行使する場合には、申込者が金融機関との間で締結した契約のほかに本契約の各条項を適用されても異議ありません。

### 第3条（求償権の事前行使）

1.保証会社は、申込者について次の各号の事由が一つでも生じたときには、求償権を事前に行使できるものとします。
  (1)差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立てを受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生、破産その他裁判上の倒産手続の申立てがあったとき、又は清算の手続きに入ったとき、債務の整理・調整に関する申立てがあったとき。
  (2)自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき。
  (3)担保物件が滅失したとき。
  (4)被保証債務の一部でも履行を延滞したとき。
  (5)金融機関又は保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
  (6)第10条第1項に規定する暴力団員等若しくは同項各号に該当したとき、若しくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
  (7)保証会社に対する住所変更の届出を怠る等申込者の責に帰すべき事由によって、保証会社において申込者の所在が不明となったとき。
  (8)前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2.申込者は、保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

### 第4条（求償権の範囲）

申込者は、保証会社が保証債務を履行したときは、当該保証債務履行額及び保証債務の履行に要した費用並びに当該保証債務の履行日の翌日から完済に至るまで、当該保証債務履行額に対し年14.6%の割合による遅延損害金を付加して保証会社に弁済します。

### 第5条（返済の充当順序）

申込者は、申込者の保証会社に対する弁済額が本契約に基づき生じる保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとします。尚、申込者について、保証会社に対して本契約以外に債務があるときも同様とします。

### 第6条（担保の提供）

申込者は、自己の資力並びに信用状態に著しい変動が生じたときは、遅滞なく保証会社に通知するものとし、保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社の承認する連帯保証人をたて又は相当の担保を差入れるものとします。

### 第7条（住所の変更等）

1.申込者は、その氏名、住所、電話番号、勤務先、職業等の事項に変更が生じたとき、若しくは申込者に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書を添付の上、遅滞なく書面をもって保証会社に通知し、保証会社の指示に従います。
2.申込者は、前項の通知を怠り、保証会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、保証会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りでないものとします。

### 第8条（調査及び通知）

1.申込者は、その財産、収入、経営、負債、業績等について保証会社から情報の提供を求められたときには、直ちに通知し、帳簿閲覧等の調査に協力いたします。
2.申込者は、その財産、収入、信用等を保証会社又は保証会社の委託する者が調査しても何ら異議ありません。

### 第9条（保証委託契約の解約等）

保証会社は、申込者と金融機関との間のカードローン契約に定める取引期間満了前においても、申込者が第3条第1項各号に定める事由に該当した場合その他保証会社が必要と認めた場合は、次の措置をとることができるものとし、申込者は何ら異議を述べないものとします。
  (1)金融機関に対し貸越極度額の減額を申入れること。
  (2)金融機関に対し貸越の中止を申入れること。
  (3)保証委託契約を解約すること。

### 第10条（反社会的勢力の排除）

1.申込者は、申込者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2.申込者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  (1)暴力的な要求行為。
  (2)法的な責任を超えた不当な要求行為。
  (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  (4)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて保証会社の信用を毀損し、又は保証会社の業務を妨害する行為。
  (5)その他前各号に準ずる行為。
3.申込者が、暴力団員等若しくは第1項各号に該当した場合、又は第2項各号の何れかに該当する行為をし、若しくは第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、保証会社は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、保証会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、申込者は、申込者に損害が生じたときでも、保証会社に対し何らの請求をしないものとします。

### 第11条（費用の負担）

申込者は、保証会社が被保証債権保全のために要した費用、及び第2条又は第3条によって取得した権利の保全若しくは行使に要した費用を負担します。

### 第12条（管轄裁判所の合意）

申込者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額等のいかんにかかわらず申込者の住所地、金融機関及び保証会社の本社・各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

### 第13条（契約の変更）

保証会社は、民法第548条の4の定めに従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。

<お問合せ窓口>

株式会社オリエントコーポレーション
お客様相談室　〒102-8503　東京都千代田区麹町5丁目2番地1　℡03-5275-0211